

# 地方自治特論 A

(地域政府再編論)

2017 年度春学期

第 2 回 (資料)

2017. 4. 20 (木)

第 3 時限 (13: 00~14: 30)

3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに

(討論資料)

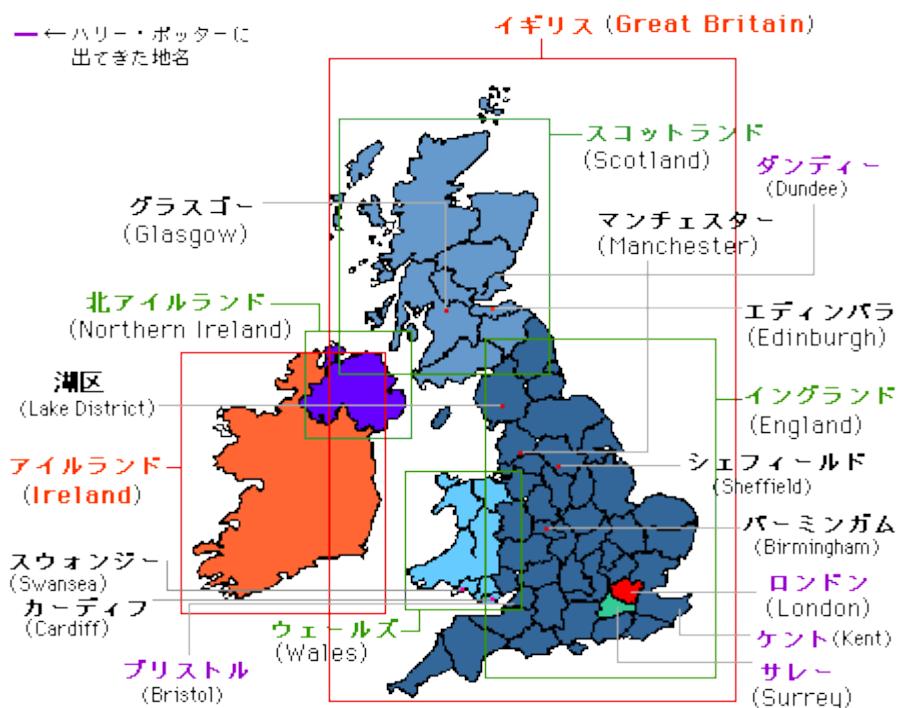
トクヴィルの見たアメリカ連邦制 (抜粋)

(最後に掲載)を読んで、研究しておくこと。

## リージョナリズムの世界的潮流

## 1 イギリス（デボルーション）

## 1.1 英国（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）



【画像出典： Harry Potter's notebook HP 資料】

## 1.2 スコットランドの概況

- Capital Edinburgh
  - Largest City Glasgow
  - Official Language(s) English, Gaelic, Scots
  - First Minister of Scotland Nicola Sturgeon (スタージョン)
  - Area 78,772 km<sup>2</sup> 北海道の面積 83,457km<sup>2</sup>
  - Population Around 5.2 million (30 June 2010、5,222,100)  
\* 北海道の人口 550 万 7,456 人 (2010 年国勢調査速報)
  - Population Density 66 人/km<sup>2</sup> \* 北海道の人口密度 66 人/ km<sup>2</sup>
  - GVA per head £21,982 (2014) 3,077,000 円 (£=約 140 円)  
\* 北海道(一人当たりの名目道内総生産、24 年度) 3,319,000 円  
(道 HP 「道民経済計算・確報」により計算)

【出典：The Official Gateway to Scotland・HP「Facts about Scotland」等】

### 1.3 スコットランド等のデボルーションの経緯

1707 スコットランド王国とイングランド王国合併、グレートブリテン連合王国成立  
1979.5 サッチャー保守党内閣成立  
1997.5 ブレア労働党内閣成立  
1997.9 スコットランド議会およびウェールズ議会創設 住民投票 賛成多数  
1998. 5 北アイルランド議会創設 住民投票 賛成多数  
1998.11 スコットランド議会法 ウェールズ 政府法および北アイルランド法成立  
1999.5 スコットランド議会およびウェールズ議会選挙  
1999.7 スコットランド議会およびウェールズ議会発足、国からの権限移譲  
2007.5.8 北アイルランド 自治政府復活  
2012.10.15 スコットランド自治政府のサmond首相、スコットランドの独立を問う  
住民投票を 2014 年に実施することでキャメロン英首相と合意  
2014.9.18 住民投票実施 独立否決  
2015.5. 7 イギリス総選挙、スコットランド民族党躍進  
2016.5.5 統一地方選挙、スコットランドでスコットランド民族党勝利

### 1.4 スコットランドへのデボルーション（権限移譲）の内容

- \* 国防、外交、社会保障等を除く内政の立法権限、スコットランド議会に移譲  
国が権限を留保する憲法、防衛、外交、マクロ経済政策、社会保障、原子力、  
入国管理以外の分野における直接的（一次的）な立法機能と、域内税率変更権と  
して 3 %の範囲内で独自に所得税を増減税できる権限
- \* スコットランド省の組織と権限の大部分がスコットランド自治政府（Scottish  
Executive）に移行  
(権限)
  - ・ 健康および社会福祉 ・ 教育および訓練 ・ 地方自治および住宅 ・ 司法お  
よび警察 ・ 農林水産業 ・ 環境 ・ 観光、スポーツおよび文化 ・ 経済振興  
および運輸交通  
(財源)
  - ・ 予算のほとんどを UK からの包括的補助金に依存
  - ・ 議会は所得税の税率を 3 %を限度に増減することができる。（附加価値税、  
法人税等に係る権限は中央政府）

イングランドにおいても、2004 年、9 つの地域において住民投票を経て「リージョン政府」を設立するための法律が制定されたが、「ノース・イースト」地域における住民投票は反対多数の結果に終わった。

## 1.5 スコットランド独立の住民投票

### ・経緯

- 2012.10.15 スコットランド自治政府のサモンド首相、スコットランドの独立を問う住民投票を 2014 年に実施することでキャメロン英首相と合意（「エディンバラ合意」）
- 2013.2 「1998 年スコットランド法」の第 30 章の規定に従って、スコットランド独立の賛否を問う住民投票の実施に必要な立法措置を行う権限を英國国会からスコットランド議会へ移譲することを目的とした「枢密院令」
- 2013.11 「スコットランド独立住民投票法案」女王裁可
- ・ 質問は、“Should Scotland be an independent country?”
  - ・ 16 歳と 17 歳に初めて投票権
  - ・ 選挙権は、イギリス連邦市民、アイルランド市民及び EU 各国市民でスコットランドの選挙民登録等を受けたもの
- 2014.9.7 『サンデー・タイムズ』の世論調査で賛成 51%、反対 49%、初めて独立賛成派が反対派を上回る。
- 2014.9.18 住民投票実施



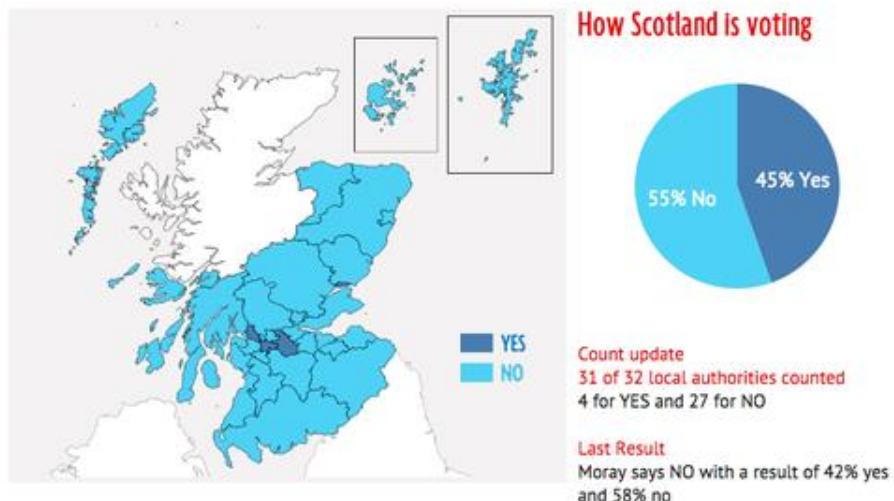
（写真は、投票所の入口風景、独立反対派が当日も「NO」を運動。賛成派の「YES」の看板も見える。2014 年 9 月 18 日撮影）

### ・投票結果

賛成約 161 万票 (45%)、反対約 200 万票 (55%) で、独立反対派が勝利（投票率 84.6%）

## LIVE RESULTS | SCOTTISH INDEPENDENCE REFERENDUM

Should Scotland be an independent country?



【図の出典:「Mirror Online」HP「News」「World news」「Scottish referendum」「Live: Scotland votes no in historic independence referendum result」(18:27, 19 September 2014)

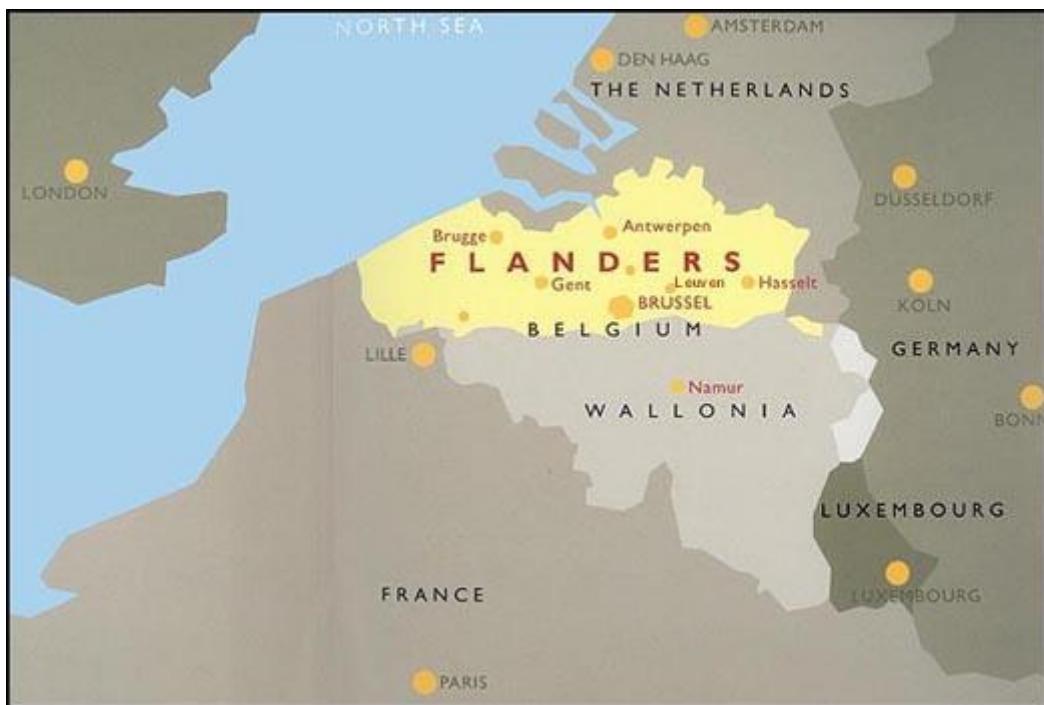
＜注＞ (YES) Dundee、Glasgow、North Lanarkshire、West Dunbartonshire の 4 自治体



(別の投票所前、ウェールズから若者が、応援に。ウェールズも独立すべきだというのが、彼らの主張。同日午後 9 時過ぎ撮影)

## 2 ベルギー（連邦制導入）

### 2.1 フラマン地域(Flanders)とワロン地域(Wallonia)



（地図は、フランダース政府代表部ホームページによる。）

### 2.2 連邦制への移行の経緯

#### 1) 1970 年の憲法改正

##### \* 四言語地域の憲法上の確定

蘭語地域・フラマン地域、  
仏語地域・ワロン地域、  
独語地域・ドイツ語地域、  
蘭仏二言語地域・ブリュッセル

##### \* 文化共同体の設立

- ・オランダ語文化共同体
- ・フランス語文化共同体
- ・ドイツ語文化共同体

法令制定権とそのための独自の議会（「文化共同体議会」：国会議員が文化共同体議員を兼任）を持つ自治単位

教育・言語・文化に関する権限の大部分がこれら「文化共同体」に移管された。

## 2) 1980 年の憲法改正

\* 「文化共同体」の権限が強化され、その名称も「共同体」に。独自の行政府設立。

教育、文化に加え、保健、医療、家族、社会扶助等の権限

\* 自治単位としての「地域」創設

「フラン地域」

「ワロン地域」

都市計画、開発、土地利用、住宅、環境、雇用等に関する法令制定権

## 3) 1988 年の憲法改正

\* 「共同体」の権限の強化（教育）

\* 「ブリュッセル首都地域」の設立

2 言語地域、議員直接選挙

## 4) 1993 年の憲法改正

\* 連邦制の条文規定：第一条で「ベルギーは『共同体』『地域』からなる連邦国家である」旨が明示された。

\* 国会議員と共同体・地域議会議員の兼職を廃止し、後者を直接公選制とした。

\* 独自の権限に関する事項についての共同体・地域への条約締結権の付与。

**2001 年 7 月** 通商、開発協力、農業、地方自治に関する連邦の権限のほとんどを地域に移管するとともに税制に関する地域の権限を拡大するための法案が成立。

(以上、第 5 次国家改革、在ベルギー日本国大使館ホームページ資料による)

**2010 年 6 月** 総選挙。北部のオランダ語圏と南部のフランス語圏の対立により組閣できず。541 日の空白期間。

**2011 年 12 月 6 日** ワロン系社会党のエリオ・ディルポ党首による政権発足。

**2013 年 7 月** 財政特別法改革及び地域・共同体政府への権限移譲を含む第 6 次国家制度改革の最終合意が成立、2014 年 7 月までに改革関連法が順次施行。

(以降については、後述 (2.4 ベルギーの政治体制・内政))

## 2.3 共同体と地域の権限

### 1) 共同体



文化（劇場、図書館、視聴覚メディア）、教育、言語政策、自治体監督、保健医療、青少年保護、社会福祉、家族等

※ブリュッセル（図中赤い部分）は、蘭語共同体と仏語共同体が共同で管理

### 2) 地域



経済、雇用、農業、水道、住宅、道路、港湾、エネルギー、運輸（ベルギー鉄道を除く）、環境、都市計画、自然保護、外国貿易、自治体の監督等

連邦は、国防、通貨、司法等を所轄

ただし、フランダースでは、共同体と地域の議会・政府を統合、ひとつの政府が共同体と地域の双方の権限を執行している。

（以上の「連邦制のイメージ図」は、在ベルギー日本国大使館ホームページによる。）

## 2.4 ベルギーの政治体制・内政

### 1. 政体

立憲君主制

### 2. 元首

フィリップ国王 (2013年7月21日即位)

### 3. 議会

二院制 (下院: 150名, 上院: 60名)

(蘭語系)

政党名	議席数
	下院
新フランドル同盟 (N-VA)	31
蘭語系キリスト教政党 (CD&V)	18
蘭語系自由党 (Open VLD)	14
蘭語系社会党 (SP.A)	13
蘭語系環境政党 (Groen!)	6
フーラームス・ベラング (VB)	3
無所属	2
蘭語系計	87

(仏語系)

仏語系社会党 (PS)	23
仏語系自由党 (MR)	20
仏語系キリスト教政党 (cdH)	9
仏語系環境政党 (Ecolo)	6
独立民主連邦主義 (DeFI)	2
労働党 (PTB-GO!)	2
人民党 (PP)	1
仏語系計	63
合計	下院 (150)

(2017年2月現在)

上院については、直接選挙ではなく、地域及び共同体議会により指名された議員 50 人とこれらの議員に指名された 10 人により構成される。

#### 4. 政府

- (1) 首相 シャルル・ミシェル（仏語系自由党（MR））
- (2) 外相 ディディエ・レンデルス（仏語系自由党（MR））（副首相も兼務）

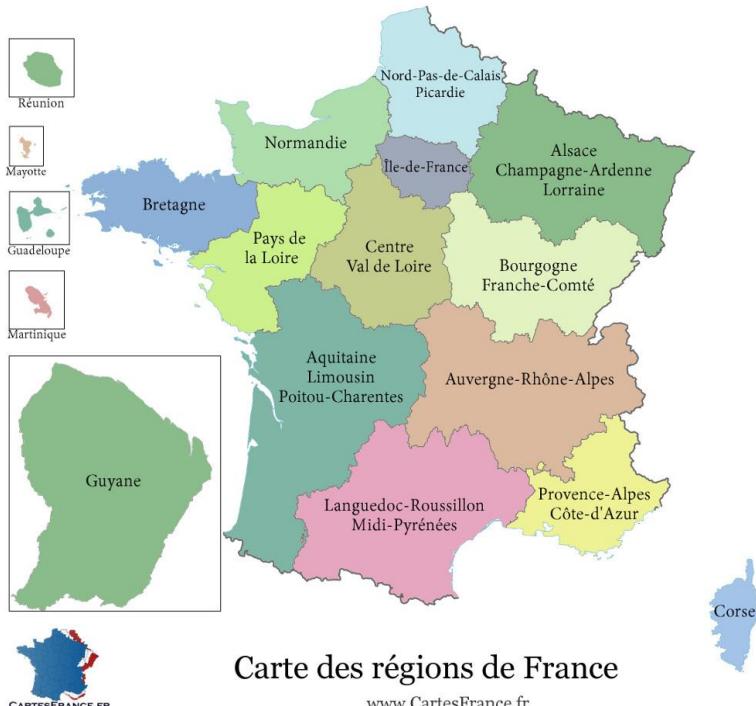
#### 5. 内政

- (1) 2014年5月25日に行われた連邦議会選挙において、蘭語圏ではフランドル地域の自立を目指す新フランドル同盟（N-VA）が、仏語圏では社会党（PS）が最大議席を占めた。10月11日、連邦議会選挙で第1党となったN-VA及び仏語系自由党（MR）、蘭語系自由党（Open VLD）、蘭語系キリスト教政党（CD&V）の計4党の連立による政権が発足した。首相には、4党間協議の結果、シャルル・ミシェルMR党首（38歳で史上最年少）が就任した。
- (2) 同政権は、財政再建とともに、競争力向上を重視した中道右派の経済・社会政策の実施に取り組んでおり、2015年7月には、年金の国庫負担軽減を目指す年金改革法案が採択された他、雇用者の労働コスト軽減を主とする税制改革について合意が成立した。他方で、政権発足以降、労組を中心に強い警戒心が見られ、現在までに全国各地でのデモやゼネストが度々実施されてきた。
- (3) 2015年11月のパリ同時多発テロ及び2016年3月22日のブリュッセルにおけるテロ事件を受け、同政権は周辺諸国との連携を図りつつ、国内におけるテロ脅威への対応及び治安対策の強化を行うため、警察の増強と国境検問強化、犯罪捜査関連法制の改正等の様々な措置を取っている。
- (4) 2015年夏以降、シリア、イラク等から逃れてくる移民・難民数の増大を受け、現政権は同年末までに移民・難民の受け入れ施設拡充の措置をとったが、2016年初以降、移民・難民数が減少したため、現政権は同6月、同施設の規模を縮小した。他方、3地域政府は現在、移民・難民の社会統合プログラムの改善・強化を図っている。

【以上、出典：外務省HP「各国・地域情勢 > 欧州（NIS諸国を含む） > ベルギー王国 > ベルギー基礎データ」.H29.3.20閲覧】

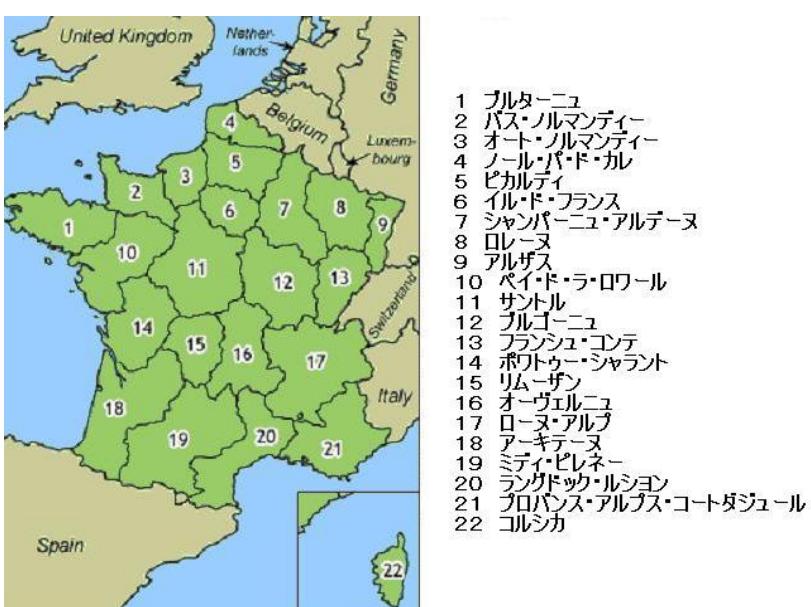
### 3 フランス（地方分権改革）

＜新地域圏 地図 2016年1月～＞



【出典：[http://www.cartesfrance.fr/ 「Carte des régions de France」](http://www.cartesfrance.fr/)】

＜旧地域圏 地図～2016年1月前＞



【出典：[www.map-of-france.co](http://www.map-of-france.co)】

## ＜経緯＞

1982年 地方分権法 地方制度を抜本的に改革

- ・ 州が地方自治体として確立、幅広い分野にわたって州の事務列挙
- ・ 県および州の執行権 地方長官（官選知事）→県、州議会議長

1983年 権限配分法（コミューン、県、州および国の事務の再配分）

2003年 憲法改正

- ・ 地方分権化宣言、補完性の原則導入、法的効力を有する住民投票、地方団体の財政上の独立性の保障等

- ・ 実験の権利に関する組織法、住民投票に関する組織法

2004年 権限移譲法と地方団体に財政自主権を認める財政自治法

2009年 バラデュール委員会「地方分権改革の促進に関する報告書」

2010年6月 「グラン・パリに関する2010年6月3日法」（パリ市および隣接する3県を廃止、統合）

同年12月 地方公共団体の改革に関する法律成立

2012年 5月15日 オランダ新大統領就任

2013年 4月10日 オランダ大統領の下で、地方分権改革に関する3法案、「地方行政の刷新とメトロポールの確立に関する法律案」「経済成長と雇用拡大に向けた州の強化及び地域間格差解消の促進に関する法律案」「地域の連帶及び民主化の促進に関する法律案」閣議決定、直ちに上院に提出

2013年12月 「地方行政の刷新とメトロポールの確立に関する法律案」成立

2016年1月 27州（本土22州）を、18州（本土13州）に統合

#### 4 イタリア（「連邦制採用」）



- 1 ピエモンテ
- 2 ヴァッレ・ダオosta [\*]
- 3 ロンバルディア
- 4 トレンティーノ＝アルト・アーティジエ [\*]
- 5 ヴェネト
- 6 フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア [\*]
- 7 リグーリア
- 8 エミリア・ロマーニャ
- 9 トスカーナ
- 10 ウンブリア
- 11 マルケ
- 12 ラツィオ
- 13 アブルッツォ
- 14 モリーゼ
- 15 カンパニア
- 16 ブーリア
- 17 バジリカータ
- 18 カラブリア
- 19 シチリア [\*]
- 20 サルデーニャ [\*]

（地図は、big-italy-map.co による。）

[\*]は、特別州。

- 1948 年 共和国憲法 州創設
- 1970 年 州制度完全実施
- 1990 年 法律第 142 号 コムーネと県の役割強化
- 1993 年 法律第 81 号 コムーネと県の長、直接選挙
- 1997 年 バッサニーニ法 国家機能の州への分権化、補完性原理導入
- 1999 年 憲法改正 州知事直接選挙、州政府の形態は、州で決定
- 2001 年 10 月 憲法改正（「連邦制導入」）①補完性の原理の明記、②州の立法権の拡大、  
③財政自主権の強化、④国による統制の緩和
- 2002 年 12 月 北部同盟からの憲法改正提案
- 2005 年 10 月 下院、11 月上院、憲法改正法案可決。憲法改正法案可決
- 2006 年 4 月 9・10 日 総選挙、ベルルスコーニの「自由の家」と北部同盟、下野
- 2006 年 6 月 25・26 日 憲法改正法案、国民投票で否決。
- \* 上院の地方代表院化、憲法裁判所への州代表判事の導入、州に学校教育、保健医療、地方警察の分野での排他的権限を与えるという案であった。
- 2008 年 4 月 13・14 日 総選挙、ベルルスコーニの中道右派「自由の国民」と北部同盟政  
權復帰
- 2016 年 12 月 4 日 完全二院制の廃止等の統治機構の効率化を主眼としたレンツィ政権に  
よる憲法改正法案、国民投票で否決。同 12 日、ジェンティローニ新政  
権発足。

## 5 スペイン（地方分権改革）



(地図は、[www.map-of-spain.co](http://www.map-of-spain.co) による。)

- 1975年 フランコ、没
- 1978年 スペイン新憲法 各州自治権獲得の手続
- 1979年 地方議会・地方団体首長選挙 フランコ時代の任命制首長一掃
- 1997年 州に対する税源移譲
- 2002年 州税の税率変更権限 新税の創設権限付与
- 2003年 マドリッド州 ムニシピオ等への権限移譲のための州法制定
- 2005年2月 バスク州の「スペインとの自由な連合国家」構想、下院で否決
- 2005年9月 カタルーニャ州の自治憲章改正案、州議会を通過、  
同年10月 カタルーニャ自治州憲章改正案スペイン議会下院に提出。
- 2006年3月24日 ETA（「バスク祖国と自由」）との停戦発効
- 2006年3月31日 カタルーニャ自治州憲章改正案下院通過
- 2006年6月18日 カタルーニャ自治州憲章改正案、州民投票可決
- \*前文で自治州議会が同州を「ナシオン(国)」と規定した経緯を認知。  
カタルーニャ語の優先、司法権(同州高等司法裁判所の権限)の拡大、  
同州に還元される国税収入の増加、移民対策、国鉄等における権限  
の移譲・強化（植村哲「スペインにおける地方自治制度改革及び各  
自治州の自治憲章改革(7)」、『地方自治』（平成18年9月号）
- 2014年9月29日 スペイン憲法裁判所、カタルーニャの独立賛成派が11月9日に予定  
した住民投票の差し止め（同日、非公式に行われ、賛成8割）

## (次回討論資料)

### トクヴィルの見たアメリカ連邦制（抜粋）

「連邦制度がつくられたのは、国が大きいことがもたらす長所と小さいための長所、それを兼ね備えるためである。

アメリカ合衆国がこの制度を採用したことに由来するあらゆる利点を知るには、この国を一瞥するだけで十分である。

集権化された大きな国では、立法者は地域と習俗の多様性を反映しない画一的性格を法律に与えざるをえない。個別の事例にまったく通じていないために、一般的規定でしか処理できないのである。こうなると、人々が法制度の必要にいやでも従わざるをえない。法制度の側が人々の要求と習俗に合わせることは不可能だからである。それは混乱と禍の大きな原因である。

こうした不都合は連邦国家にはない。議会は社会全体の主要な行動を規制し、その他の細部は地方の立法に任せられる。

主権のこの分割が、連邦を構成する各州の福利にどれほど役立っているか計り知れない。防衛と拡大のことを考えずにすむこれらの小さな社会では、公的権力も個人の活力も悉く対内的な社会改良に注がれる。州政府は被治者のすぐ身近にあるから、表明される住民の要求に日々通じている。だからこそ毎年新しい計画の提案があり、これが地域の会議や州議会で議論され、さらに新聞で広められて一般の関心を呼び、市民の熱をかきたてるのである。社会の改良を求めるこの要求はアメリカ諸州を絶えず動かしているが、混乱はもたらさない。ここでは権力への野心は安樂を愛する気持ちに場所を譲る。これはより俗っぽいが危険の少ない情念である。新世界における共和政体の存続は連邦制の存続次第だというのはアメリカで一般に広まっている考え方である。南アメリカの新しい諸国が苦境に陥った大きな原因是、主権を細分せず、大規模な共和国をつくろうとしたところにあると考えられている。

実際、合衆国ではまず、地域共同体や地方の集会の中で共和政治の好みと慣行が生まれた事実は争いがたい。たとえばコネチカットのような小さな国をとてみよう。ここでは政治の大問題といえば運河の開削や道路の設計であり、維持すべき軍隊もなければ、戦費を賄うべき戦争もない。州の指導者に大した富や名誉を与えることもできない。このような小さな州では共和政ほど自然なもの、事物の自然に適合するものは他に想像できない。そして、この共和主義の精神、自由な人民の習俗、習慣は、まずさまざまな州で生まれ、やがて難なく全国に広まるのである。連邦の公共精神自体、地域の郷土愛の要約のようなものである。合衆国の市民一人一人が、いわば、自分の住む小さな共和国への関心を共通の祖国愛にまで拡大する。連邦を擁護することで、市民は地域の一層の繁栄と、問題を自分たちで処理する権利とを擁護し、自分自身の富の増大につながるに違いない地域の改良計画実現への期待を表明する。すなわち、これすべて、国的一般

的利益や国家の栄光以上に通常自分自身に関係するものを人々は守るのである。

精神と習俗がアメリカ人を大きな共和国を繁栄せしめるのにふさわしい住民をしているとすれば、他方で、連邦制度はこの課題の困難を著しく減らしている。アメリカのすべての州が合同した連邦は、多くの人口集積地につきものの問題点を示していない。連邦は広さの点では一大共和国である。だが連邦政府が関与する問題は僅かだから、これを小さな共和国のように見ることもできよう。連邦政府の行為は重大だが、行動するのは稀である。連邦の主権には限界があり、不完全であるから、その行使は自由にとつて危険ではない。まして、大きな共和国にとって有害極まりない権力と名声への飽くなき欲望をかきたてることもない。すべての物事が必然的にある共通の中心に集まるわけではないから、巨大な大都会も莫大な富もそこには見られず、深刻な貧困も不意の革命も生じない。政治的情念が火の手のように国の全域に一挙に広がることはなく、各州個別の利害や情念の抵抗にあって砕ける。

それにもかかわらず、単一の国民におけると同様に、ものと思想は連邦の中を自由に流通する。企業精神の発揮を妨げるものはそこには何もない。政府は連邦に才能と知識にあふれた人々を呼び寄せる。連邦の国境の内側では、単一の権力の下にある国の中とまったく変わらぬ深い平和が支配し、その外では、連邦は地上のもっとも強力な国家の列に加わっている。八〇〇里以上に及ぶその沿岸地域は外国との貿易に開かれ、連邦は一つの世界全体の鍵を握り、その旗は海の彼方でも尊敬を集めてやまない。

連邦は小国のように自由で幸福であり、大国のように輝かしく力強い。

」

【出典：トクヴィル著／松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第1巻（上）（2005年、岩波文庫）P.262~265】